

10 観光振興対策の推進について

【国土交通省、観光庁、厚生労働省、総務省】

《提案・要望事項》

- 1 観光の力で地方創生を推進するため、地域の観光産業を支える日本版DMOの形成・確立に当たり、専門人材の確保・育成に対する支援や、創設に当たって必要な財政支援を行うこと。(観光庁)
- 2 「訪日外国人 4000 万人時代」に向け、公共交通、道路、観光施設等における外国語表示やW i - F i 整備に加え、I C Tを活用した多言語観光情報案内や音声通訳アプリケーション、デジタルサイネージの導入や開発など、地域が積極的に取り組む様々な受入環境整備について、一層の財政支援を行うこと。(国土交通省、観光庁、総務省)
- 3 民泊制度の運用に当たっては、地域により本制度のメリット・デメリットが大きく異なることから、その運用状況を的確に把握し、問題点が明らかになった場合は、法律案附則第 4 条の規定にかかわらず、速やかに法律の見直しを検討されたい。(観光庁、厚生労働省)

※住宅宿泊事業法案附則 第 4 条

政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 4 冬季の基幹産業であるスキー場産業の振興のため、索道事業者に対する軽油引取税の免税措置について、平成 30 年 4 月 1 日以降も継続すること。(総務省、国土交通省、観光庁)

【長野県内の現況、課題】

1 地域の観光産業を支える日本版DMOの形成・確立

長野県内では、全県を対象区域とする一般社団法人長野県観光機構(県DMO)を始め、計 14 団体が、日本版DMO候補法人として登録され、県DMOと地域DMOが連携して、観光地域づくりを進めている。

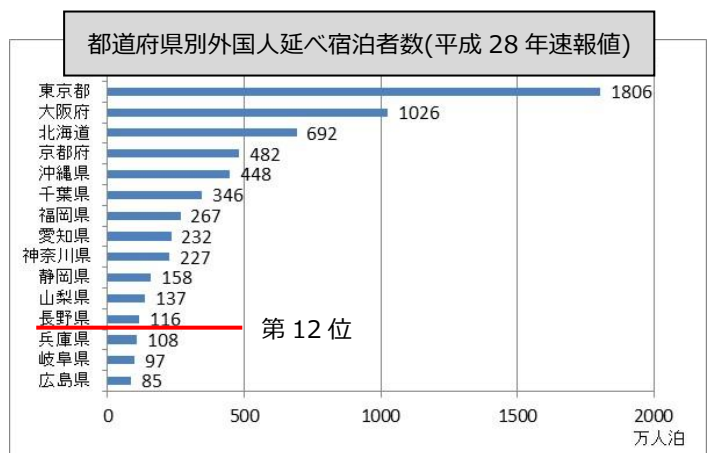
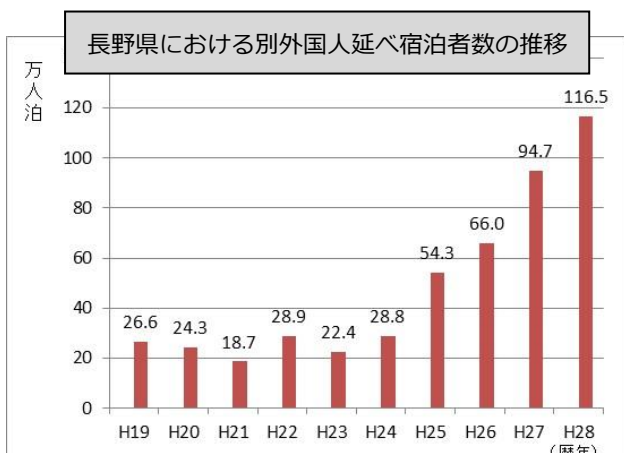
長野県内のDMO候補法人登録状況(H29.5.12現在)

県DMO(長野県観光機構)	1 団体
地域連携DMO(複数市町村で連携)	6 団体
地域DMO(単独市町村で構成)	7 団体

本県では、県内におけるDMOの構築と、DMOによる観光地域づくりの推進体制を強化するため、県DMOに対してマーケティングやインバウンド関係の外部専門人材の登用やマーケティング調査などの支援を行うとともに、地域DMOの構築・確立に向けアドバイザー派遣やリーダー養成を行っているが、本格的なDMOの構築に当たっては、中核となる専門人材の不足や脆弱な経営基盤が課題となっている。

2 県内を訪れる外国人旅行者の受入環境整備

県内の外国人延べ宿泊者数が過去最高を記録する一方で、訪日外国人旅行者の受入環境整備への課題は、依然として大きい。



(観光庁「宿泊旅行統計調査」)

本県では、外国人旅行者の利便性向上のため、国の補助事業（訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金等）の積極的な利用を呼び掛けるとともに、平成 29 年度は、県内の公共交通機関や観光情報を網羅したスマートフォン向けのアプリケーションの運用を開始した。さらに、国の実証事業を活用した電話通訳サービスの提供を通じ、県内の宿泊施設、飲食店、観光施設等における外国人旅行者との円滑なコミュニケーションの支援を行うなど、先進的な取り組みを進めているが、費用負担が大きくなっている。

訪日外国人旅行者が困ったこと(平成 28 年度 観光庁調査)

- 第 1 位 施設等のスタッフとのコミュニケーションがとれない (32.9%)
- 第 2 位 無料公衆無線LAN環境 (28.7%)
- 第 3 位 多言語表示の少なさ・わかりにくさ (23.6%)
- 第 4 位 公共交通の利用方法 (18.4%)
- 第 5 位 両替 (16.8%)

3 民泊と観光地域づくりについて

現在、国会に提出されている住宅宿泊事業法案における民泊制度は、ラクビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックのような大型イベントを控え、需給状況の一層の逼迫が予測される大都市圏においては、宿泊需要の受け皿となることが期待される。

一方、おもてなしや観光客との交流を大切にする観光地域づくりに取り組む地方県において、「家主不在型民泊」は、住民の不安やトラブルを惹き起こすとともに、防犯、感染症予防等の観点からも問題が懸念されることから、魅力ある観光地域づくりを阻害する可能性が高い。法の運用に当たっては、問題が明らかになったときには、直ちに法律の見直しも含めた措置を講じる必要がある。

4 スキー場産業の振興及び軽油引取税の免税措置について

本県では、スキー発祥 100 周年を契機に、スキー場産業の振興を図るため、平成 23 年度から、県・市町村・索道事業者・民間団体等で構成する「スノーリゾート信州 プロモーション委員会」を設立し、スキー人口の拡大に向け、子どもやその家族向けの各種施策を継続的に展開している。また、国の「スノーリゾート地域の活性化に向けた検討会」において、全国でも有数のスノーリゾート地域としての立場から提言を行っている。

また、平成 27 年度税制改正において平成 30 年 3 月末まで延長されている軽油引取税の課税免除措置については、スキー場の機械類等に使用される軽油が対象となっており、索道事業者の経営安定に貢献している。この措置が廃止されると、冬季の基幹産業であるスキー場のみならず、宿泊や飲食といった関連産業を含む地域経済全体に悪影響を及ぼすことが懸念される。

